



発行 新潟県

第 92 号

平成30年11月27日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

規 則

- 51 新潟県海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行細則の一部を改正する規則（水産課）
- 52 新潟県財務規則の一部を改正する規則（出納局管理課）

告 示

- 1176 県税に関する納期限等の指定（税務課）
- 1177 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定介護機関の指定（福祉保健課）
- 1178 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定介護機関の変更届（福祉保健課）
- 1179 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定介護機関の廃止届（福祉保健課）
- 1180 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定医療機関の指定（福祉保健課）
- 1181 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定医療機関の変更届（福祉保健課）
- 1182 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定医療機関の廃止届（福祉保健課）
- 1183 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定施術者等の指定（福祉保健課）
- 1184 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定施術者等の変更届（福祉保健課）
- 1185 知事指定薬物の失効（医務薬事課）
- 1186 保安林の指定予定にかかる告示の廃止（治山課）
- 1187 保安林の指定予定（治山課）
- 1188 保安林の指定予定（治山課）
- 1189 地域森林計画案の縦覧（治山課）
- 1190 地域森林計画の変更案の縦覧（治山課）
- 1191 地域森林計画の変更案の縦覧（治山課）
- 1192 地域森林計画の変更案の縦覧（治山課）
- 1193 換地計画の縦覧（農地整備課）
- 1194 道路の区域変更（道路管理課）
- 1195 道路の区域変更（道路管理課）
- 1196 新潟県立万代島美術館観覧料の徴収事務の委託（文化行政課）

公 告

- 県政功労者の表彰（秘書課）
- 知事表彰（秘書課）
- 大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見（商業・地場産業振興課）

雑 報

- 一般競争入札の実施（大学・私学振興課）

規 則

新潟県海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年11月27日

新潟県知事 花角 英世

**新潟県規則第51号**

新潟県海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行細則の一部を改正する規則

新潟県海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行細則（平成8年新潟県規則第90号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条を加える。

改 正 後	改 正 前
<p><b>第1条</b> (略)</p> <p>(採捕の停止等)</p> <p><b>第1条の2</b> <u>知事は、管理期間（体重30キログラム未満のくろまぐろ（以下「小型魚」という。）又は体重30キログラム以上のくろまぐろ（以下「大型魚」という。）に係る第1種特定海洋生物資源知事管理量による管理の対象となる期間として法第3条第1項に規定する基本計画で定める期間をいう。以下同じ。）ごとに、小型魚又は大型魚の採捕の数量が、これらに係る第1種特定海洋生物資源知事管理量を超えており、又は超えるおそれが著しく大きいと認めるときは、直ちにその旨を告示するものとする。</u></p> <p><u>2 知事が前項の規定により告示をした場合は、当該告示の日の翌日から同日の属する管理期間の末日までの間は、次条各号に掲げる漁業を営む者及び遊漁をする者は当該告示に係るくろまぐろをとることを目的とする採捕をしてはならない。</u></p>	<p><b>第1条</b> (略)</p>

**附 則**

この規則は、平成30年12月18日から施行する。

新潟県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年11月27日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第52号

新潟県財務規則の一部を改正する規則

新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）に対応する同表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）が存在する場合には当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には当該移動後号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">(契約書の省略)</p> <p><b>第37条</b> 次の各号のいずれかに該当する場合においては、契約書の作成を省略することができる。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p><u>(7) 県民の生命、身体若しくは財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある事態に対応するために緊急に締結する製造その他についての請負(前号に規定する契約に係るものを除く。)、物品の買入れ又は物件の借入れに関する契約で支出決定のときに支出負担行為として整理することができるものをするとき。</u></p> <p>(8) (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、同項第3号又は第8号に規定する契約を締結する場合において、翌年度以降の歳出予算から支出が予定されるとき又は概算払、前金払（同項第3号の契約、会場借上げ契約並びに研修会及び講習会の負担金及び資料代の支払に関する契約に係るものを除く。）若しくは部分払の特約をするときは、契約書の作成を省略することができない。</p> <p>3 <u>第1項第8号</u>に規定する場合において、契約担当者は、必要と認めるときは、請書その他契約の成立した内容及びその内容等を証明できる書類を提出させることができる。</p> <p style="text-align: center;">(入札の参加人数)</p> <p><b>第68条</b> 第66条の規定により指名された者のうち入札に参加しようとするものが2人に達しないときは、入札を行わない。<u>ただし、指名に先立ち、入札に参加することを希望する者を公募した場合は、この限りでない。</u></p> <p><b>別表第8</b>（第115条関係） （略） 備考 1・2 (略)</p>	<p style="text-align: center;">(契約書の省略)</p> <p><b>第37条</b> 次の各号のいずれかに該当する場合においては、契約書の作成を省略することができる。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、同項第3号又は第7号に規定する契約を締結する場合において、翌年度以降の歳出予算から支出が予定されるとき又は概算払、前金払（同項第3号の契約、会場借上げ契約並びに研修会及び講習会の負担金及び資料代の支払に関する契約に係るものを除く。）若しくは部分払の特約をするときは、契約書の作成を省略することができない。</p> <p>3 <u>第1項第7号</u>に規定する場合において、契約担当者は、必要と認めるときは、請書その他契約の成立した内容及びその内容等を証明できる書類を提出させることができる。</p> <p style="text-align: center;">(入札の参加人数)</p> <p><b>第68条</b> 第66条の規定により指名された者のうち入札に参加しようとするものが2人に達しないときは、入札を行わない。</p> <p><b>別表第8</b>（第115条関係） （略） 備考 1・2 (略)</p>

<p>3 <u>次に掲げる契約（継続費、繰越明許費及び債務負担行為に係るものを除く。）に係るものについて、支出負担行為として整理する時期は支出決定のときとし、支出負担行為の範囲は契約金額とする。</u></p> <p><u>ア 災害復旧及び災害の防止のために緊急に締結する建設工事の請負又は測量、調査若しくは設計の委託に関する契約</u></p> <p><u>イ 県民の生命、身体若しくは財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある事態に対応するために緊急に締結する製造その他についての請負（アに掲げる契約に係るものを除く。）、物品の買入れ又は物件の借入れに関する契約</u></p> <p>4 (略)</p>	<p>3 <u>災害復旧及び災害の防止のために緊急に締結する建設工事の請負又は測量、調査若しくは設計の委託に関する契約（継続費、繰越明許費及び債務負担行為に係るものを除く。）に係るものについて、支出負担行為として整理する時期は支出決定のときとし、支出負担行為の範囲は契約金額とする。</u></p> <p>4 (略)</p>
--	--

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

◎新潟県告示第1176号

新潟県県税条例（平成18年新潟県条例第10号）第9条第1項の規定により、平成30年7月新潟県告示第841号において別途告示で定めることとされている期日のうち、岡山県倉敷市真備町に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する納税者又は特別徴収義務者に係るものについては、その期限が平成30年7月5日から平成30年12月24日までの間に到来するものについて、平成30年12月25日とする。

平成30年11月27日

新潟県知事 花 角 英 世

◎新潟県告示第1177号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第1項の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

平成30年11月27日

新潟県知事 花 角 英 世

事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定したサービスの種類	指定年月日
社会福祉法人 新井頸南福祉会	妙高市大字上新保549番地	小規模多機能型 居宅介護事業所 ほのぼの宮内	妙高市大字宮内 92番地3	小規模多機能型 居宅介護	H30. 9. 14
社会福祉法人 新井頸南福祉会	妙高市大字上新保549番地	小規模多機能型 居宅介護事業所 ほのぼの宮内	妙高市大字宮内 92番地3	介護予防小規模 多機能型居宅介護	H30. 9. 14
医療法人社団 揚石医院	妙高市石塚町1- 14-8	訪問看護ステーション クオレ	妙高市石塚町1- 14-8	訪問看護	H29. 7. 7
医療法人社団 揚石医院	妙高市石塚町1- 14-8	訪問看護ステーション クオレ	妙高市石塚町1- 14-8	介護予防訪問看護	H29. 7. 7

社会福祉法人 太陽福祉会	三条市曲渕3丁目 3番7号	ヘルパーステー ション サンホ ーム	三条市曲渕3丁目 3番7号	訪問介護	H30. 10. 16
社会福祉法人 太陽福祉会	三条市曲渕3丁目 3番7号	ヘルパーステー ション サンホ ーム	三条市曲渕3丁目 3番7号	介護予防訪問介 護	H30. 10. 16
株式会社 ユーワ	南魚沼市西泉田 8-2	グループホーム 悠々の杜	南魚沼市坂戸6- 3	認知症対応型共 同生活介護	H30. 10. 15
株式会社 ユーワ	南魚沼市西泉田 8-2	グループホーム 悠々の杜	南魚沼市坂戸6- 3	介護予防認知症 対応型共同生活 介護	H30. 10. 15
社会福祉法人 信濃川令終会	長岡市渡沢町字 早田53番地	共用型デイサー ビスこうなん	長岡市渡沢町字 早田53番地	認知症対応型通 所介護	H30. 8. 1
社会福祉法人 信濃川令終会	長岡市渡沢町字 早田53番地	共用型デイサー ビスこうなん	長岡市渡沢町字 早田53番地	介護予防認知症 対応型通所介護	H30. 8. 1

## ◎新潟県告示第1178号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成30年11月27日

新潟県知事 花 角 英 世

名 称	所 在 地	変更 事項	旧	新	変更年月日
共創未来 さかえ 薬局	三条市新堀1305 -5	名称	さかえ調剤薬局	共創未来 さかえ 薬局	H30. 9. 26
共創未来 六日町 薬局	南魚沼市六日町 2648-1	名称	あさひ薬局 六日 町店	共創未来 六日町 薬局	H30. 9. 28
共創未来 浦佐薬 局	南魚沼市浦佐 4069-3	名称	ファーマみらい浦佐 薬局	共創未来 浦佐薬 局	H30. 9. 28
共創未来 舞子薬 局	南魚沼市仙石1 -17	名称	ファーマみらい舞子 薬局	共創未来 舞子薬 局	H30. 9. 21
共創未来 妙高薬 局	妙高市大字田口 144	名称	ひまわり薬局（妙 高）	共創未来 妙高薬 局	H30. 9. 19
共創未来 吉田北 薬局	燕市吉田大保町 28-33	名称	あさひ薬局 吉田 店	共創未来 吉田北 薬局	H30. 9. 29
共創未来 吉田南 薬局	燕市吉田大保町 28-15	名称	みらい吉田薬局	共創未来 吉田南 薬局	H30. 9. 30
共創未来 燕薬局	燕市佐渡185- 1	名称	あさひ薬局 燕店	共創未来 燕薬局	H30. 9. 23
共創未来 加茂薬 局	加茂市青海町2 丁目11番8号	名称	あさひ薬局 加茂 店	共創未来 加茂薬 局	H30. 10. 1
共創未来 柳町薬 局	加茂市柳町2- 5-8	名称	全快堂薬局 柳町 店	共創未来 柳町薬 局	H30. 9. 24
共創未来 糸魚川 薬局	糸魚川市竹ヶ花 527-1番地	名称	中央薬局 糸魚川 店	共創未来 糸魚川 薬局	H30. 9. 23
共創未来 新富町 薬局	新発田市新富町 1-1-4	名称	新富町調剤薬局	共創未来 新富町 薬局	H30. 9. 15

共創未来 新栄薬局	新栄町 1-2-22	名称	全快堂薬局 新栄店	共創未来 新栄薬局	H30. 9. 26
共創未来 おくやま薬局	新栄町 1-6-16	名称	おくやま調剤薬局	共創未来 おくやま薬局	H30. 9. 13
共創未来 新発田薬局	新発田市本町 1-16-8	名称	全快堂薬局 新発田店	共創未来 新発田薬局	H30. 9. 29
共創未来 新発田中央薬局	新発田市本町 1丁目16番7号	名称	中央薬局 新発田店	共創未来 新発田中央薬局	H30. 9. 29
共創未来 五十公野薬局	新発田市五十公野6804	名称	五十公野薬局	共創未来 五十公野薬局	H30. 9. 21
共創未来 三日市薬局	新発田市三日市 605-4	名称	三日市薬局	共創未来 三日市薬局	H30. 9. 21
共創未来 柏崎薬局	柏崎市北半田 2丁目13番8号	名称	中央メディカル健康薬局	共創未来 柏崎薬局	H30. 9. 29
共創未来 北半田薬局	柏崎市北半田 2丁目7番24号	名称	さくら薬局	共創未来 北半田薬局	H30. 9. 23
共創未来 柳田町薬局	柏崎市柳田町 7番36号	名称	かしわ薬局	共創未来 柳田町薬局	H30. 9. 30
共創未来 小出薬局	魚沼市小出島 1252-1	名称	中央薬局 小出店	共創未来 小出薬局	H30. 9. 26
共創未来 はまなす薬局	上越市柿崎区柿崎 6411-1	名称	はまなす調剤薬局	共創未来 はまなす薬局	H30. 9. 30
共創未来 下門前薬局	上越市上源入 634-3	名称	ファーマみらい下門前薬局	共創未来 下門前薬局	H30. 9. 21
共創未来 上越大手町薬局	上越市大手町 6番3号	名称	大手町薬局	共創未来 上越大手町薬局	H30. 9. 27
共創未来 とよば薬局	上越市とよば 4番地	名称	みらいとよば薬局	共創未来 とよば薬局	H30. 9. 26
アイン薬局 加茂店	加茂市青海町 1-8-28	名称	にいがた調剤薬局 加茂	アイン薬局 加茂店	H30. 10. 1
つむぎホームヘルプセンター	南魚沼市仙石 1番地18	住所	南魚沼市五郎丸 5番地1	南魚沼市仙石 1番地18	H30. 10. 1

◎新潟県告示第1179号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定介護機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成30年11月27日

新潟県知事 花角 英世

事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	廃止したサービスの種類	廃止年月日
ウエルシア薬局株式会社	東京都千代田区外神田二丁目2番15号	ウエルシア薬局長岡宮関店	長岡市宮関3丁目1-3	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	H30. 10. 6
株式会社ダイチク	新潟市中央区湖南24番地2	アイン薬局 南本町店	上越市南本町2丁目2番12号	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	H30. 9. 30

クオール株式会社	東京都港区虎ノ門4-3-1 城山トラストタワー37階	クオール薬局 南高田町店	上越市南高田町4-21	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	H30. 9. 30
クオール株式会社	東京都港区虎ノ門4-3-1 城山トラストタワー37階	クオール薬局 おもて町店	長岡市表町4丁目2番1号	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	H30. 9. 30

## ◎新潟県告示第1180号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成30年11月27日

新潟県知事 花 角 英 世

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
茨木医院	長岡市殿町2丁目3番地10	平成30年10月11日
医療法人社団 喜多町診療所	長岡市喜多町1090-1	平成30年10月1日
江陽高田医院	長岡市藤沢1丁目8-17	平成30年10月1日
医療法人社団 古正寺ファミリー歯科	長岡市古正寺1丁目3058番地2	平成30年10月1日
信濃屋薬局 中島店	長岡市中島5丁目7番53号	平成30年11月1日
クオーツ調剤薬局	長岡市大島本町5丁目113-2	平成30年8月22日
ウエルシア薬局長岡宮関店	長岡市宮関3丁目1-3	平成30年10月7日
クオール薬局おもて町店	長岡市表町4丁目2番1号	平成30年10月1日
ウエルシア薬局長岡古正寺店	長岡市古正寺3-110	平成30年11月1日
飯内科クリニック	上越市大字飯2521-1	平成30年10月1日
アオノ調剤薬局	上越市青野字沢田239-4	平成30年10月2日
クオール薬局 南高田町店	上越市南高田町4-21	平成30年10月1日
メッツ県央薬局	三条市須頃2丁目101-2	平成30年10月1日
春日薬局	柏崎市春日1丁目6番23-7号	平成30年10月1日
ウエルシア薬局柏崎錦町店	柏崎市錦町1-8	平成30年11月1日
本間医院	新発田市上今泉甲87-1	平成30年11月1日

新潟県立リウマチセンター	新発田市本町1丁目2番8号	平成30年11月1日
新潟県立新発田病院(医科)	新発田市本町1丁目2番8号	平成30年11月1日
新潟県立新発田病院(歯科)	新発田市本町1丁目2番8号	平成30年11月1日
下越薬剤師会支援センター薬局	新発田市本町1丁目14番8号	平成30年11月1日
調剤薬局 ヴィータ	小千谷市城内2-1-5	平成30年11月1日
ミドリ調剤薬局	小千谷市城内1丁目8番24号	平成30年11月1日
三浦歯科医院	加茂市陣ヶ峰13-12	平成30年10月28日
エム・ケイ薬局 とおかまち店	十日町市春日町3丁目189番地	平成30年11月15日
佐藤クリニック	村上市三之町8-1	平成30年10月1日
初野医院	村上市府屋279番地5	平成30年11月1日
ふじかわ歯科	村上市仲間町518-70	平成30年10月1日
かんまち調剤薬局	村上市岩船上町1-15	平成30年10月1日
県央ランドマーク歯科	燕市南7丁目17番9-5号	平成30年11月1日
訪問看護ステーション クオレ	妙高市石塚町1-14-8	平成29年6月21日

## ◎新潟県告示第1181号

生活保護法施行規則(昭和25年厚生省令第21号)第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定医療機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成30年11月27日

新潟県知事 花 角 英 世

名 称	所 在 地	変 更 事 項	旧	新	変 更 年 月 日
アイン薬局 加茂店	加茂市青海町1-8-28	名称変更	にいがた調剤薬局 加茂	アイン薬局 加茂店	平成30年10月1日
共創未来 さかえ薬局	三条市新堀1305-5	名称変更	さかえ調剤薬局	共創未来 さかえ薬局	平成30年9月26日
共創未来 吉田北薬局	燕市吉田大保町28-33	名称変更	あさひ薬局吉田店	共創未来 吉田北薬局	平成30年9月29日
共創未来 吉田南薬局	燕市吉田大保町28-15	名称変更	みらい吉田薬局	共創未来 吉田南薬局	平成30年9月30日
共創未来 燕薬局	燕市佐渡185-1	名称変更	あさひ薬局燕店	共創未来 燕薬局	平成30年9月23日



共創未来 北半田 薬局	北半田	柏崎市北半田 2丁目7番24号	名称 変更	さくら薬局	共創未来 北半田 薬局	平成30年9月23日
共創未来 柳田町 薬局	柳田町	柏崎市柳田町 7番36号	名称 変更	かしわ薬局	共創未来 柳田町 薬局	平成30年9月30日
共創未来 柏崎薬 局	柏崎薬 局	柏崎市北半田 2丁目13番8号	名称 変更	中央メディカル健 康薬局	共創未来 柏崎薬 局	平成30年9月29日
共創未来 五泉薬 局	五泉薬 局	五泉市南本町 1-5-2	名称 変更	全快堂薬局五泉店	共創未来 五泉薬 局	平成30年9月29日
共創未来 六日町 薬局	六日町	南魚沼市六日 町2648-1	名称 変更	あさひ薬局六日町 店	共創未来 六日町 薬局	平成30年9月28日
共創未来 浦佐薬 局	浦佐薬 局	南魚沼市浦佐 4069-3	名称 変更	ファーマみらい浦 佐薬局	共創未来 浦佐薬 局	平成30年9月28日
共創未来 舞子薬 局	舞子薬 局	南魚沼市仙石 1-17	名称 変更	ファーマみらい舞 子薬局	共創未来 舞子薬 局	平成30年9月21日
共創未来 妙高薬 局	妙高薬 局	妙高市大字田 口144	名称 変更	ひまわり薬局(妙 高)	共創未来 妙高薬 局	平成30年9月19日
共創未来 はまな す薬局	はまな す薬局	上越市柿崎区 柿崎6411-1	名称 変更	はまなす調剤薬局	共創未来 はまな す薬局	平成30年9月30日
共創未来 下門前 薬局	下門前 薬局	上越市上源入 634-3	名称 変更	ファーマみらい下 門前薬局	共創未来 下門前 薬局	平成30年9月21日
共創未来 上越大 手町薬 局	上越大 手町薬 局	上越市大手町 6番3号	名称 変更	大手町薬局	共創未来 上越大 手町薬 局	平成30年9月27日
共創未来 ぼたん 薬局	ぼたん 薬局	五泉市太田2- 6-44	名称 変更	みらいぼたん薬局	共創未来 ぼたん 薬局	平成30年9月21日
共創未来 加茂薬 局	加茂薬 局	加茂市青海町 2丁目11番8号	名称 変更	あさひ薬局加茂店	共創未来 加茂薬 局	平成30年10月1日
共創未来 柳町薬 局	柳町薬 局	加茂市柳町2- 5-8	名称 変更	全快堂薬局柳町店	共創未来 柳町薬 局	平成30年9月24日
共創未来 糸魚川 薬局	糸魚川 薬局	糸魚川市竹ヶ花 527-1番地	名称 変更	中央薬局糸魚川店	共創未来 糸魚川 薬局	平成30年9月23日
共創未来 新発町 薬局	新発町 薬局	新発田市新富 町1-1-4	名称 変更	新発町調剤薬局	共創未来 新発町 薬局	平成30年9月15日
共創未来 新栄薬 局	新栄薬 局	新発田市新栄 町1-2-22	名称 変更	全快堂薬局新栄店	共創未来 新栄薬 局	平成30年9月26日
共創未来 おくや ま薬局	おくや ま薬局	新発田市新栄 町1-6-16	名称 変更	おくやま調剤薬局	共創未来 おくや ま薬局	平成30年9月13日
共創未来 新発田 薬局	新発田 薬局	新発田市本町 1-16-8	名称 変更	全快堂薬局新発田 店	共創未来 新発田 薬局	平成30年9月29日
共創未来 中央薬 局	中央薬 局	新発田市本町 1丁目16番7号	名称 変更	中央薬局新発田店	共創未来 中央薬 局	平成30年9月29日
共創未来 五十公 野薬局	五十公 野薬局	新発田市五十 公野6804	名称 変更	五十公野薬局	共創未来 五十公 野薬局	平成30年9月21日
共創未来 三日市 薬局	三日市 薬局	新発田市三日 市605-4	名称 変更	三日市薬局	共創未来 三日市 薬局	平成30年9月21日
共創未来 小出薬 局	小出薬 局	魚沼市小出島 1252-1	名称 変更	中央薬局小出店	共創未来 小出薬 局	平成30年9月26日
共創未来 とよば 薬局	とよば 薬局	上越市とよば4 番地	名称 変更	みらいとよば薬局	共創未来 とよば 薬局	平成30年9月26日

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成30年11月27日

新潟県知事 花角 英世

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
クオール薬局おもて町店	長岡市表町4丁目2番1号	平成30年9月30日
大手薬局塩沢店	南魚沼市中字太田793-1	平成30年10月1日
水津診療所	佐渡市片野尾94番地	平成30年9月30日
エム・ケイ薬局 こいで店	魚沼市四日町25-1	平成30年9月30日
けんこう調剤薬局 春日町店	燕市吉田春日町13-16	平成30年10月1日
ウエルシア薬局長岡宮関店	長岡市宮関3丁目1-3	平成30年10月6日
クオール薬局 南高田町店	上越市南高田町4-21	平成30年9月30日
アイン薬局 南本町店	上越市南本町2丁目2番12号	平成30年9月30日
江陽高田医院	長岡市藤沢1丁目8-17	平成30年9月30日

## ◎新潟県告示第1183号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定により、指定施術者等を次のとおり指定した。

平成30年11月27日

新潟県知事 花角 英世

氏 名	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
木村 貴俊（柔道整備）	みどり接骨院	上越市寺町3丁目7番18号	平成30年9月19日

## ◎新潟県告示第1184号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定施術者等から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成30年11月27日

新潟県知事 花角 英世

氏名	所 在 地	変 更 事 項	旧	新	変 更 年 月 日
水落 貴士（あん摩・マッサージ）	十日町市下条3丁目505	施術所住所	十日町市下条4丁目916	十日町市下条3丁目505	平成30年8月5日

## ◎新潟県告示第1185号

新潟県薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年新潟県条例第88号。以下「条例」という。）第17条第1項の規定により、知事指定薬物が次のとおり指定の効力を失ったので、同条第2項の規定により告示する。

平成30年11月27日

新潟県知事 花 角 英 世

## 1 失効する知事指定薬物の名称

- (1) N-エチル-1-(3-フルオロフェニル)プロパン-2-アミン（通称名：3-FEA、3-fluoroethamphetamine）及びその塩類
- (2) N-エチル-1-(4-フルオロフェニル)プロパン-2-アミン（通称名：4-FEA、4-fluoroethamphetamine）及びその塩類
- (3) N-フェニル-N-[1-(2-フェニルエチル)ピペリジン-4-イル]シクロプロパンカルボキサミド（通称名：Cyclopropyl fentanyl）及びその塩類

## 2 失効の理由

当該知事指定薬物が条例第2条第1項第6号に規定する薬物に該当するに至ったため。

## 3 失効年月日

平成30年11月24日

## 4 罰則の適用

条例第26条から第30条までの規定は、当該知事指定薬物の指定の失効前にした行為についても、これを適用する。

## ◎新潟県告示第1186号

保安林の指定予定（平成30年3月23日新潟県告示第282号）は、廃止する。

平成30年11月27日

新潟県知事 花 角 英 世

## ◎新潟県告示第1187号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成30年11月27日

新潟県知事 花 角 英 世

## 1 保安林予定森林の所在場所

新潟県十日町市樽沢乙420の2、乙421の2、乙936、乙937の2、乙938の1から乙938の3まで、乙939の1、乙939の3、乙940、乙941の1、乙941の3、乙942の1、乙944の1、乙944の3、乙946、乙947の1、乙947の2、乙949、乙950、乙951の1から乙951の3まで、乙952の1から乙952の3まで、乙953の1、乙953の2、乙954の1、乙954の2、乙955の1、乙955の4、乙955の5、乙956の1、乙956の2、乙957から乙962まで、乙964の1、乙965の1から乙965の4まで、乙966、乙966の1、乙967の1から乙967の3まで、乙969、乙970の1、乙970の2、乙970の4、乙971、乙972の1、乙973、乙974、乙977の1、乙978の3、乙978の5、乙979、乙979の1、乙980、乙981、乙983、乙984の1から乙984の10まで、乙987、乙989、乙989の1、乙989の2、乙990の1、乙990の3、乙991の1、乙992、乙992の1、乙993の1から乙993の5まで、乙993の7、乙993の9、乙994の1、乙995の1、乙995の3から乙995の6まで、乙997の1から乙997の3まで、乙997の6、乙997の8、乙998、乙999、乙1000の1、乙1000の2、乙1001、乙1002、乙1003の1、乙1003の3、乙1004の3から乙1004の7まで、乙1004の9、乙1004の11、乙1004の13、乙1005、乙1009の1から乙1009の5まで、乙1010の1、乙1014の1、乙1014の2、乙1014の5、乙1014の7、乙1019の1、乙1019の2、乙1019の4、乙1019の5、乙1021、乙1023、乙1023の1、乙1028の1、乙1028の4、乙1028の5、乙1030、乙1032の2、乙1032の3、乙1032の5、乙1032の6、乙1033、乙1034の1、乙1036、乙1039の1、乙1040、乙1041、乙1042の1から乙1042の4まで、乙1043から乙1046まで、乙1048の1、乙1048の2、乙1049、乙1050の1、乙1050の2、乙1051の2、乙1051の3、乙1052から乙1054まで、乙1055の1から乙1055の5まで、乙1056の1、乙1057の1から乙1057の3まで、乙1057の5から乙1057の10まで、乙1058の1、乙1059、乙1061の2、乙1061の5、乙1062の1、乙1064の1から乙1064の3まで、乙1065、乙1066の1から乙1066の3まで、乙1067の1、乙1067の2、乙1069、乙1072、乙1074の1、乙1080の1、乙1080の4、乙1081の5、乙1084の6、乙1095の1、乙1095の3、乙1154、乙1177の1、乙1181の2、乙1183の1、乙1183の3から乙1183の12まで、乙1188

の1、乙1190の2、乙1191から乙1194まで、乙1195の1から乙1195の6まで、乙1197の1、乙1197の6、乙1197の8から乙1197の20まで、乙1200、乙1201の1、乙1201の3、乙1202の1、乙1203の3、乙1203の5、乙1208、乙1209の1、乙1209の3から乙1209の7まで、乙1210、乙1212の1、乙1212の4から乙1212の7まで、乙1212の10、乙1212の11、乙1212の19、乙1212の22から乙1212の24まで、乙1212の27、乙1212の31、乙1212の32、乙1212の34、乙1212の35、乙1212の37から乙1212の42まで、乙1213から乙1215まで、乙1217の1から乙1217の4まで、乙1217の6、乙1217の11から乙1217の15まで、乙1217の19、乙1217の21、乙1217の23、乙1217の24、乙1218、乙1219の3、乙1221の3、乙1228、乙1229、乙1230の1、乙1230の3、乙1230の4、乙1231の2、乙1231の3、乙1232の1、乙1232の3から乙1232の12まで、乙1233、乙1234、乙1235の1、乙1235の2、乙1236、乙1237、乙1239から乙1241まで、乙1242の1、乙1242の3から乙1242の5まで、乙1242の7、乙1242の8、乙1242の10、乙1242の11、乙1242の13、乙1242の14、乙1243の1、乙1243の2、乙1243の4、乙1245の4、乙1255の1から乙1255の6まで、乙1256、乙1259の1、乙1259の2、乙1259の7から乙1259の9まで、乙1261、乙1263の1、乙1268の2、乙1268の11、乙1268の13から乙1268の16まで、乙1268の19、乙1276の18、乙1276の21から乙1276の25まで、乙1284、乙1285、乙1286の1、乙1286の3、乙1287の1、乙1287の2、乙1289の4、乙1289の6、乙1291、乙1293、乙1295の1から乙1295の3まで、乙1296、乙1297の2から乙1297の7まで、乙1297の10から乙1297の17まで、乙1297の21、乙1297の22、乙1297の24から乙1297の31まで、乙1297の33から乙1297の39まで、乙1297の41、乙1297の43から乙1297の54まで、乙1297の66、乙1297の68、乙1297の73、乙1297の75、乙1297の80、乙1297の83から乙1297の85まで、乙1297の87から乙1297の90まで、乙1298、乙1299の1、乙1299の3、乙1299の7、乙1299の8、乙1299の10から乙1299の13まで、乙1299の16、乙1299の20、乙1299の24、乙1299の25、乙1299の28から乙1299の31まで、乙1305の8、乙1307の1、乙1308の1から乙1308の5まで、乙1309、乙1312の1、乙1312の2、乙1313の1、乙1315から乙1321まで、乙1323、乙1325、乙1325の1、乙1327、乙1328の2、乙1329、乙1330、乙1331の1

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び十日町市役所に備え置いて縦覧に供する。)

---

◎新潟県告示第1188号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

平成30年11月27日

新潟県知事 花 角 英 世

1 保安林予定森林の所在場所

新潟県佐渡市岩首字マツガクボ439の1、439の2、字スミガ沢440の1、字白月元458の1、458の2

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び佐渡市役所に備え置いて縦覧に供する。)

---

## ◎新潟県告示第1189号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の規定により、佐渡森林計画区の地域森林計画の案を新潟県農林水産部治山課及び新潟県佐渡地域振興局農林水産振興部において平成30年11月27日から同年12月20日まで縦覧に供する。

なお、この告示に係る計画に対して意見がある者は、縦覧期間満了の日までに知事に申し出ることができる。

平成30年11月27日

新潟県知事 花 角 英 世

## ◎新潟県告示第1190号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定により、下越森林計画区の地域森林計画（平成27年1月新潟県告示第16号）の変更計画の案を新潟県農林水産部治山課、新潟県村上地域振興局農林振興部、新潟県新潟地域振興局津川地区振興事務所及び新潟県新潟地域振興局農林振興部において平成30年11月27日から同年12月20日まで縦覧に供する。

なお、この告示に係る変更計画に対して意見がある者は、縦覧期間満了の日までに知事に申し出ることができる。

平成30年11月27日

新潟県知事 花 角 英 世

## ◎新潟県告示第1191号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定により、中越森林計画区の地域森林計画（平成30年1月新潟県告示第19号）の変更計画の案を新潟県農林水産部治山課、新潟県長岡地域振興局農林振興部及び新潟県南魚沼地域振興局農林振興部において平成30年11月27日から同年12月20日まで縦覧に供する。

なお、この告示に係る変更計画に対して意見がある者は、縦覧期間満了の日までに知事に申し出ることができる。

平成30年11月27日

新潟県知事 花 角 英 世

## ◎新潟県告示第1192号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定により、上越森林計画区の地域森林計画（平成28年1月新潟県告示第36号）の変更計画の案を新潟県農林水産部治山課、新潟県上越地域振興局農林振興部及び新潟県糸魚川地域振興局農林振興部において平成30年11月27日から同年12月20日まで縦覧に供する。

なお、この告示に係る変更計画に対して意見がある者は、縦覧期間満了の日までに知事に申し出ることができる。

平成30年11月27日

新潟県知事 花 角 英 世

## ◎新潟県告示第1193号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により県営農業用排水施設整備・区画整理（畑地帯総合整備「担い手育成型」）事業に係る換地計画を定めたので、平成30年11月28日から平成30年12月26日まで関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成30年11月27日

新潟県知事 花 角 英 世

事業主体名	地区名	縦覧の書類	縦覧の場所
新潟県	舟山	換地計画書の写し	魚沼市役所広神庁舎

## 1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この換地計画書の写しの縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内（以下「不服申立期間」という。）に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

## 2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日（告示日）の翌日から

起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。）、処分の取消しの訴えを提起することができる。

- (2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。
- (3) ただし、上記(2)の期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第1194号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県柏崎地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成30年11月27日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 352号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
柏崎市荒浜一丁目字防風浜2046番16から 同市荒浜四丁目字船尻沙山1756番4まで	新	(A)7.5～63.6メートル	2,679.5メートル
柏崎市荒浜一丁目字防風浜2046番16から 同市荒浜三丁目字池尻沙山1789番14まで		(B)7.5～23.4メートル	2,106.2メートル
柏崎市荒浜一丁目字防風浜2046番16から 同市荒浜四丁目字船尻沙山1756番4まで	旧	7.5～63.6メートル	2,679.5メートル

備考1 上記(A)及び(B)は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

- 2 路線の重用

一部区間一般国道402号、一般国道460号及び県道荒浜中田線と重用

◎新潟県告示第1195号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成30年11月27日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 飯山新井線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
-----	------	-----------	-----

妙高市大字下平丸字向龍1849番1から 同市大字下平丸字向龍1843番1まで	新	5.4～9.4メートル	120.1メートル
	旧	(A)5.4～9.4メートル	120.1メートル
		(B)5.0～9.0メートル	124.0メートル

備考 上記(A)及び(B)は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

### ◎新潟県告示第1196号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、次のとおり新潟県立万代島美術館の観覧料の徴収事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成30年11月27日

新潟県知事 花角 英世

- 1 委託した事務  
「創立100周年記念 国画創作協会の全貌展」前売観覧券の観覧料の徴収に関する事務
- 2 委託期間  
平成30年11月29日から平成31年1月18日まで
- 3 前売観覧券販売期間  
平成30年11月29日から平成31年1月3日まで
- 4 前売観覧券の販売場所及び委託を受けた者

販売場所	委託を受けた者
新潟市中央区万代島5番1号 万代島美術館内 ミュージアムショップBANBI	新潟市中央区幸西3丁目5番3号 新潟交通商事株式会社 代表取締役 高橋 徹
新潟市中央区新光町4番地1 新潟県職員生活協同組合	新潟市中央区新光町4番地1 新潟県職員生活協同組合 理事長 佐久間 寛道
新潟市中央区上近江4丁目12番20号 DeKKY401 トップトラベル新潟	新潟市江南区両川1丁目3604番地12 株式会社北村製作所 取締役社長 北村 泰作
新潟市中央区東万代町9番24号 文信堂書店	新潟市中央区東万代町9番24号 株式会社文信堂書店 代表取締役 廣木 正廣
新潟市中央区花園1丁目1番1号 文信堂CoCoLo万代	
新潟市中央区八千代2丁目1番2号 万代シテイビルボードプレイス	新潟市中央区万代1丁目6番1号 新潟交通株式会社 代表取締役 星野 佳人
新潟市中央区寄居町915番地 ナガイ画材	新潟市中央区寄居町915番地 有限会社ナガイ画材 代表取締役 永井 辰典
新潟市西区五十嵐二の町8050 新潟大学生協同組合購買部	新潟市西区五十嵐二の町8050 新潟大学生協同組合 理事長 湯川 靖彦
新潟市中央区万代島5番1号 万代島ビル2階 情報工房DOC朱鷺メッセ店	新潟市中央区和合町2丁目4番18号 株式会社第一印刷所 代表取締役 堀 一

新潟市中央区万代島5番1号 万代島ビル2階 エブリーワン	新潟市中央区万代島5番1号 万代島ビル2階 株式会社ワイエムビー 代表取締役 志水 謙一
新潟市中央区西堀通6番町878番地1 西堀7番館ビル3階 公益財団法人新潟市勤労者福祉サービスセンター (会員のみ利用可)	新潟市中央区西堀通6番町878番地1 西堀7番館ビル3階 公益財団法人新潟市勤労者福祉サービスセンター 理事長 佐藤 秀則
新潟市中央区八千代2丁目1番1号 シネ・ウインド	新潟市中央区八千代2丁目1番1号 有限会社新潟市民映画館 代表取締役 齋藤 正行
新潟市秋葉区蒲ヶ沢109番地1 新潟市新津美術館	新潟市中央区学校町通1番町602番地1 新潟市 市長 中原 八一
新潟市中央区万代3丁目1番1号 メディアシップ1階 インフォメーションセンターえん	新潟市中央区万代3丁目1番1号 株式会社新潟日報社 代表取締役 小田 敏三
新潟市中央町4丁目10番10号 新潟市商工会議所3階 公益財団法人新潟市勤労者福祉サービスセンター (会員のみ利用可)	新潟市中央町4丁目10番10号 新潟市商工会議所3階 公益財団法人新潟市勤労者福祉サービスセンター 代表理事 廣岡 信行
三条市仲之町1番7号 野島書店	三条市仲之町1番7号 株式会社野島書店 代表取締役 馬場 俊二
長岡市今朝白1丁目10番12号 公益財団法人長岡市勤労者福祉サービスセンター (会員のみ利用可)	長岡市今朝白1丁目10番12号 公益財団法人長岡市勤労者福祉サービスセンター 理事長 水澤 千秋
十日町市本町六の1丁目71番地26 一般財団法人十日町地域地場産業振興センター	十日町市本町六の1丁目71番地26 一般財団法人十日町地域地場産業振興センター 理事長 関口 芳史
柏崎市東本町2丁目5番22号 わたじん書店	柏崎市東本町2丁目5番22号 株式会社わたじん 代表取締役社長 渡辺 孝丸
佐渡市中原234番地1 佐渡中央文化会館	佐渡市千種232番地 佐渡市 市長 三浦 基裕
NIC新潟日報販売店	新潟市中央区万代3丁目1番1号 株式会社新潟日報サービスセンター 代表取締役 吉倉 久一朗

公 告

県政功労者の表彰について（公告）

新潟県県政功労者顕彰等に関する規則（昭和28年新潟県規則第35号）第3条の規定により、次の者を表彰した。

平成30年11月27日

新潟県知事 花 角 英 世

職 名	氏 名	居住する市区町村
新潟県議会議員	三富 佳一	柏崎市
新潟県議会議員	早川 吉秀	見附市
新潟県議会議員	金谷 國彦	加茂市



新潟県議会議員 岩村 良一 新発田市

## 知事表彰について(公告)

新潟県褒賞規則(昭和59年新潟県規則第67号)第2条の規定により、次の者を表彰した。

平成30年11月27日

新潟県知事 花 角 英 世

職 名 等	氏 名	居住する市区町村等
地方自治功績(第2条第1号該当)		
元 魚沼市議会議員	浅井 守雄	魚沼市
元 新潟市議会議員	今井 ヨシイ	新潟市西区
長岡市議会議員	五井 文雄	長岡市
十日町市議会議員	庭野 政義	十日町市
社会福祉功績(第2条第2号該当) (地域における子育て支援活動)	特定非営利活動法人 マミーズ・ネット	上越市
保健衛生功績(第2条第3号該当)		
元 社団法人上越医師会副会長	羽尾 政清	上越市
生活環境功績(第2条第4号該当) (環境保全活動の推進による環境負荷の少ない社会の構築)	新潟県環境保全連合会	新潟市中央区
商工業功績(第2条第5号該当)		
一般社団法人新潟県計量協会副会長	川口 勉	三条市
にいつ花の里協同組合理事長	佐藤 敏美	新潟市秋葉区
加治川商工会会長	菅 幸一	新発田市
二和地区商工会会長	深見 政英	長岡市
新潟県生コンクリート工業組合理事長	三友 泰彦	魚沼市
農林水産業功績(第2条第7号該当)		
元 社団法人日本種苗協会新潟県支部支部長	石坂 貢治	長岡市
新潟県農業協同組合中央会会長	今井 長司	柏崎市
新潟県農業機械商業協同組合理事長	清塚 長徳	魚沼市
元 新潟県蒲鉾組合組合長	堀川 政良	新潟市中央区
土地改良功績(第2条第7号該当)		
元 築地土地改良区理事長	井上 征一	胎内市
白根郷土地改良区理事長	田村 兵一	新潟市南区
頸城土地改良区理事長	辻 勉	上越市
聖籠土地改良区理事長	渡邊 昇	北蒲原郡聖籠町
教育功績(第2条第9号該当)		
元 学校法人聖心学園理事長	高橋 稔	胎内市
学校法人わかば幼稚園理事長	吉井 元樹	新発田市
元 学校歯科医	鈴木 義隆	小千谷市
体育功績(第2条第9号該当)		
元 財団法人新潟県スキー連盟常務理事	井之川 将男	十日町市
一般財団法人新潟県水泳連盟副会長	大桃 正隆	長岡市
元 新潟県バレーボール協会会長	関矢 哲男	長岡市
芸術、文化功績(第2条第10号該当) (重要無形民俗文化財「青海の竹のからかい」の保存伝承)	青海竹のからかい保存会	糸魚川市
柏崎市文化財保護審議会委員	尾崎 忠良	柏崎市
元 新潟県彫刻会会長	幸田 顕	燕市
伝統芸能継承詩吟剣詩舞連盟理事長	近藤 誠太郎 (近藤 岳玄)	三条市
交通安全功績(第2条第11号該当)		
一般財団法人五泉市交通安全協会監事	坂上 洋司	五泉市

一般財団法人新潟東交通安全協会二輪車部会長 防犯活動功績（第2条第12号該当）	眞壁 紀七郎	新潟市東区
長岡地域防犯協会宮内支部支部長 善行（第2条第13号該当）	高橋 俊次	長岡市
北東アジアにおける国際協力活動 （点訳ボランティア） （救急法の普及活動及び災害時の救援活動）	中山 輝也 三条市点訳奉仕会 新潟県赤十字安全奉仕団	新潟市西区 三条市 十日町市
福祉ボランティア 納税協力功績（第2条第14号該当）	山本 チサ子	小千谷市
新潟県納税貯蓄組合総連合会理事 統計調査功績（第2条第14号該当）	荻野 洋	小千谷市
統計調査員	亀倉 周二	燕市

**大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について（公告）**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

平成30年11月27日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者  
 名 称 （仮称）東京インテリア家具長岡店  
 所在地 長岡市千秋2丁目2782番地1 外  
 設置者 株式会社東京インテリア家具
- 2 届出の概要及び公告日  
 概 要 大規模小売店舗立地法第5条第1項の規定による新設の届出  
 公告日 平成30年7月6日
- 3 意見の概要
  - (1) 長岡市からの意見の概要  
 意見なし
  - (2) 居住者等の意見の概要  
 意見書の提出はなかった。
- 4 縦覧場所  
 新潟県産業労働観光部商業・地場産業振興課
- 5 縦覧期間  
 平成30年11月27日から平成30年12月27日まで

雑 報

**一般競争入札の実施について（公告）**

公立大学法人新潟県立看護大学会計規則第17条第1項の規定により、財務会計等システム設計・開発及び保守業務委託一式について、次のとおり一般競争入札を行う。

平成30年11月27日

公立大学法人新潟県立看護大学 理事長 小 泉 美 佐 子

- 1 入札に付する事項
  - (1) 調達案件の名称及び数量  
 公立大学法人新潟県立看護大学財務会計等システム設計・開発及び保守業務委託 一式
  - (2) 調達案件の仕様等  
 入札説明書による。
  - (3) 納入期限  
 2019年6月30日までに、ハードウェア及びソフトウェアの納入並びにシステム環境構築、テスト運用作業

を完了させること。

(4) 保守期間

2019年7月1日から2024年6月30日まで（5年間）

(5) 納入場所

公立大学法人新潟県立看護大学（新潟県上越市新南町240番地）

2 入札説明書を交付する期間及び場所並びに本件入札に関する問い合わせ等

(1) 交付期間

2018年11月27日（火）から2018年12月18日（火）までの各日の8時30分から17時15分まで。（ただし日曜日及び土曜日は除く。）

(2) 交付場所

公立大学法人新潟県立看護大学総務課経営企画係（新潟県上越市新南町240番地）

(3) 問い合わせ方法

入札説明書による。

3 入札執行の日時及び場所

(1) 日時 2018年12月26日（水）13時30分

(2) 場所 新潟県上越市新南町240番地

公立大学法人新潟県立看護大学 1階 多目的室

4 入札に参加する者に必要な資格

本件入札に参加する者は、一の個人又は法人であって、次に掲げる要件のすべてを満たしている者でなければならない。

(1) 公立大学法人新潟県立看護大学契約事務取扱規程（以下「契約事務取扱規程」という。）第2条及び第3条の規定に該当しない者であること。

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続き開始の申立てがなされていない者でないこと。

(3) 新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

(4) 本件公告及び仕様書に示した物品等を納入できることを証明した者であること。

(5) 本件公告及び仕様書に示した物品等に係る保守、点検、修理その他のアフターサービスを新潟県立看護大学の求めに応じて速やかに提供できる者であること。

(6) 2013年以降に、自社製または他社製財務会計システムから、データ移行作業を含めたシステム構築をした実績（自社製財務会計システムの更新、データ移行作業によるシステム構築実績を含む。）を複数有し、入札時点で3つ以上の国公立大学法人において今回提示するパッケージソフトを運用・サポートしている者であること。

(7) 情報セキュリティに関する確実性が必要となることから、プライバシーマーク制度の認証によりプライバシーマークの使用許諾を受けていること。もしくは情報セキュリティに関し、それと同等程度の資格を有している者であること。

5 競争入札参加資格確認申請書等の提出

(1) 本件入札に参加することを希望する者は、次に定めるところにより競争入札参加資格確認申請書等を提出し、公立大学法人新潟県立看護大学理事長から本件入札に参加する資格を有する旨の確認を受けなければならない。

この場合において、次に定めるところに従わなかった者及び本件入札に参加する資格があると認められなかった者は、入札に参加することができない。

ア 提出期限

2018年12月18日（火） 17時15分まで

イ 提出場所

新潟県上越市新南町240番地

公立大学法人新潟県立看護大学 総務課経営企画係

ウ 提出方法

本人（法人にあつては代表権限を有する者。以下同じ。）又は代理人の持参又は郵送とする。（郵送の場合は、書留に限る。）

エ 提出書類

入札説明書による。

- (2) 本件入札に係る参加資格の確認結果については、上記書類提出者に対して2018年12月21日(金)17時15分までにそれぞれ書面で通知する。

## 6 入札の方法

- (1) 入札は、次のいずれかの方法によること。

ア 本人又は代理人が入札執行の日時及び場所に入札書を持参すること。ただし、代理人が持参する場合は、委任状を持参すること。

イ 本人が作成した一の入札書を封書の上、5(1)イに定める提出場所をあて先とした配達証明付きの書留郵便(封筒を二重とし、外封筒に「入札書在中」の朱書きをし、中封筒に1(1)の調達案件の名称及び3(1)に定める入札執行日時を記載したものに限り。)をもって3(1)に定める入札執行日の前日の17時15分までに到着するよう郵送すること。

- (2) 入札書の名義

本人(入札書を入札執行時に持参する場合は、本人又は代理人)に限る。

- (3) 入札書の記載

ア 使用する言語及び通貨は、日本語(名義に関する部分を除く。)及び日本国通貨とする。

イ 入札書に記載する金額は、入札説明書に従い、導入費用の総額及び保守期間(2019年7月1日から2024年6月30日)にわたる保守費用総額の合計を記載すること。

ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 7 落札者の決定

入札に参加した者のうち、予定価格の制限の範囲内の価格のうち最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。その他は入札説明書による。

## 8 入札の無効

次に掲げる入札のいずれかに該当する入札は、これを無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者及び競争入札参加資格確認申請書等に虚偽の記載をし、これを提出した者がした入札
- (2) 入札に参加する条件に違反した入札
- (3) 契約事務取扱規程第16条第1項各号に掲げる入札
- (4) 入札者が不当に価格をせり上げ、又はせり下げる目的をもって連合その他不正行為をしたと認められる入札

## 9 入札保証金

- (1) 下記ア、イの合計を入札保証金とする。

ア システム導入費用の総額

入札金額の100分の8に相当する金額を加算した金額の100分の5に相当する金額以上の金額とする。

イ 保守期間(2019年7月1日から2024年6月30日)にわたる保守費用総額

入札金額を60で除して得た金額に12を乗じて得た金額に100分の8に相当する金額を加算した金額の100分の5に相当する金額以上の金額とする。

- (2) 入札参加者が保険会社との間に公立大学法人新潟県立看護大学を被保険者とする入札保証保険契約を締結したときは、入札保証金を免除する。なお、複数の方法による保証は認めない。

- (3) 落札者が契約書の取り交わしをしないときは、その者の納付に係る入札保証金は公立大学法人新潟県立看護大学に帰属する。

## 10 契約保証金

- (1) 下記ア、イの合計を契約保証金とする。

ア システム導入費用の総額

入札金額の100分の8に相当する金額を加算した金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。

イ 保守期間(2019年7月1日から2024年6月30日)にわたる保守費用総額

入札金額を60で除して得た金額に12を乗じて得た金額に100分の8に相当する金額を加算した金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。

- (2) 落札者が保険会社との間に公立大学法人新潟県立看護大学を被保険者とする履行保証保険契約を締結した

ときは、契約保証金を免除する。なお、複数の方法による保証は認めない。

11 その他

(1) 競争入札参加資格確認申請書等の取扱い

- ア 競争入札参加資格確認申請書等の作成に要する費用は、作成者の負担とする。
- イ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、提出者に無断で使用しない。
- ウ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、返還しない。
- エ その他詳細は、入札説明書による。

(2) その他

- ア 契約の手續において使用する言語及び通貨は日本語（契約当事者に関する記載部分を除く。）及び日本国通貨とする。
- イ 本件に関し、苦情申立てがあったときは契約を停止し、又は解除することがある。
- ウ その他詳細は、入札説明書による。
- エ 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。（提出がない時は契約を締結しない場合がある。）
- オ この公告及び入札説明書に定めるものの他、本件の内容に関しては、契約事務取扱規程その他公立大学法人新潟県立看護大学理事長の定める規程、日本国の関係法令の定めるところによる。